

大野城太宰府環境施設組合職員の育児休業等に関する条例

令和5年3月27日

条例第7号

大野城太宰府環境施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による派遣職員を除く。以下同じ。）の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（育児休業等）

第2条 職員の育児休業等については、大野城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大野城市条例第7号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。